

第41号議案

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定に
ついて

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例

八王子市消防団に関する条例（昭和26年八王子市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第10条 (略) 2 消防団員が出火に出場し、又は火災予防の警戒、風水害等の警戒 防御 若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合は、一回につき 3,000円 を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。	(給与) 第10条 (略) 2 消防団員が出火に出場し、又は火災予防の警戒、風水害等の警戒 防禦 若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合は、一回につき 2,500円 を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

